

八王子市特別職報酬等審議会議事録

令和6年（2024年）10月24日（木）

午後3時30分～午後4時30分

議会棟 第6委員会室

出席者 三浦眞一委員（会長）、田中和敏委員、秋間利久委員、片寄禎文委員、
工藤美奈子委員、須永進委員、伊久美優子委員（委員7名）
（桎崎亮一委員（会長職務代理）、伊藤則久委員、藤田愛樹委員欠席）
総務部長、職員課長、職員課主査、職員課主任（計5名）

開 会

- 1 諮問
- 2 審議
- 3 報告

〔配付資料〕

- ・八王子市特別職報酬等審議会委員名簿
- ・これまでの審議経過及び内容（資料1）
- ・特別職報酬等一覧（資料2-1・2-2・2-3）
- ・地域別最低賃金の全国一覧（資料2-4）
- ・市長等特別職及び議員の期末手当支給率等（資料3-1・3-2）
- ・人事委員会勧告等の概要（資料4）
- ・諮問書（写）
- ・八王子市特別職報酬等審議会条例

【会長】これより審議を開始します。まず諮問のあった事項を検討するため、事務局から状況等の説明をお願いします。

【事務局】資料1については、これまでの審議経過及び内容についてまとめたもので、審議会委員の委嘱年度や任期、答申の日付、答申内容等を掲載しています。

平成28年度から令和5年度までについては、中核市及び類似団体との特別職の報酬等の状況において、報酬を改定するまでの大きな変化は生じていないとして、議員報酬及び市長等の給与については「据え置き」としています。

直近で報酬額改定したのは、平成27年度となります。平成27年度については、審議会を7回にわたり開催し、中核市や人口50万人以上の類似団体の報酬等の現状並びに民間の動向等を分析するとともに、平成27年4月1日の中核市移行による権限と責任の拡大を踏まえ、職務内容や職責からみた妥当性、市民の視点等の観点から審議した中で、議員

の報酬を2万円、市長の給与を1万円増額、一方で他市と比べ高い水準にあった教育長を4万円、常勤監査委員を2万円減額する改定を行いました。

さらに遡ると、平成15年度に減額改定をしています。平成15年度については、審議会を10回開催し、東京都内の自治体及び類似団体の報酬等の現状、改定状況及び民間の動向等を分析、審議を行った結果、長引く景気の低迷や都知事等特別職の給与減額、市税収入の減少等、市の財政状況を考え、減額が必要であるとして、市長については4万円、その他の特別職については2万円の引下げを行っています。

それ以前については、平成4年度、平成7年度と改定を行っています。それぞれの特別職について、「据え置き」とするものから11万円までの増額を行っています。

平成28年度以降は毎年審議会を開催しておりますが、平成27年度以前は、3年から7年といった不定期に開催し、当時の状況に応じて1万円から11万円までの増減幅で改定を行ってきた経過がございます。

次に、特別職の報酬額の状況について説明いたします。

では、資料2-1については、中核市の特別職の報酬額をまとめたものになります。一番左側から、令和6年1月1日時点の住民基本台帳人口を、次に左側から市長、副市長、教育長、常勤監査委員、議長、副議長、常任委員長、議運委員長、議員の順に報酬額を掲載しています。人口及びそれぞれの額の左欄は順位を表示しています。No1の八王子市の欄を御覧いただきますと、市長の報酬額は1,110,000円で17位、副市長は940,000円で8位となっております。

資料2-2については、人口規模等が類似する団体の状況を、資料2-3については、26市の状況を一覧にまとめたものでございます。これらの資料によりまして、それぞれの団体内での本市の状況が比較できるものとなっております。

続いて、資料2-4については、令和6年4月1日現在の都道府県別の最低賃金の時間額の状況です。これまで特別職の報酬等の額を審議いただくときには、中核市や類似団体ごとの人口数や報酬額の順位により比較検討していただいておりますが、今回、都道府県ごとの最低賃金の時間額とその順位を一覧にまとめました。首都圏と地方とでは地域性も異なると思いますので、賃金の状況について参考にお示ししております。

次に、資料4については、令和6年人事委員会勧告等の概要でございます。これは東京都人事委員会が、地方公務員法に基づき、職員の給与水準を民間従業員の給与水準に均衡させることを基本として、公民較差の精確な算定を行い、適正な給与水準を確保するよう勧告したものです。

勧告の内容ですが、例月給、特別給ともに3年連続の引上げ改定となります。例月給については、公民較差が10,595円、2.59%となっており、その格差解消のため、給料表を引上げ改定としています。特別給、賞与については、年間支給月数を4.65月から4.85月分へ0.20月数分引き上げ、期末手当及び勤勉手当に配分としております。東京都人事委員会勧告は一般職の給与改定の基準としてだけでなく、景気動向を示す資料として、参考に併せて御覧いただければと思います。

説明の最後になりますが、本市の財政状況や、国や都における動向について、御説明し

ておきます。

財政を取り巻く現状としましては、経済の低成長や人口減少・少子高齢化により、市税を中心とした一般財源収入の減少や社会保障費のさらなる増加が予測されます。さらに、公共施設の老朽化により行政需要は増加しています。そのため、歳入・歳出の間に乖離が生じ、今後はより厳しい財政状況になると考えられます。

国は、令和5年4月、一般職の国家公務員との均衡を図り、公務員全体の給与体系を維持するために、特別職の国家公務員の給与を改定いたしました。代表的な例として、内閣総理大臣が6,000円引上げ、国務大臣は4,000円引上げとなっております。

東京都は、令和6年4月、指定職給料表の引上げを受け、公務全体の均衡を図るため、また、国の特別職の報酬額の改定を考慮し改定いたしました。これにより、東京都知事が4,000円引上げ、副知事、教育長につきましては4,000円引上げをしております。

今回の審議会については、昨年の答申から1年が経過し、現在の特別職の報酬等が適正な水準を維持しているか審議いただくこととなりますが、これらのことも踏まえながら、御審議いただきたいと思います。

また、本日御審議をいただく報酬額等のうち、市長の給与につきまして、初宿市長の給与月額 今回の任期中に限り3割削減を行い、777,000円となっております。ただし、本日は、八王子市長の本来の給与月額である1,110,000円について御意見をいただきたいと思います。

【会長】事務局からの説明に関して、御質問がある方は挙手をお願いします。

【委員】公務員の給与について、他市との比較や物価上昇などを見ながら検討ということについて、特別職は専門性を有していることを考えると、この検討方法について疑問があります。公の仕事をする方がその仕事に対して責任を持って取り組み、効果をどれだけ上げているか、それは加味されないのかを伺いたいと思います。大学では法人化されてから、公務員でありながらも、教育や研究への貢献度を高く評価するようになっています。なぜなら大学の教員は専門性が非常に高く、学生や地域社会にどれだけ貢献したかは当然評価されてしかるべきであり、それが報酬という形で評価されています。

市長は自分の政策を打ち出して選挙により選ばれるため、市長としてどれだけの功績を残しているのか評価に反映されてもいいのではないかと思います。今、事務局から説明のあった従来の方式で報酬が決定されることに対してどれだけ納得されるのか。税金を使うことになるため、尺度として今後考えられてもいいのではないかと思います。

大学では研究論文の数や学生へどれだけ指導しているかなど評価項目は多岐に渡り、1年間で教員自身がどれだけ研究し、貢献しているかが数字ではっきり示されることになります。限られた財源の中で、評価が下位の人の俸給を減らして、評価が上位の人への俸給へ回しているため、総額は変わりません。

市民の税金を使うということを考えても、報酬を1万円上げる、2万円上げるということの基準が一般の市民からすると分かりづらいと思います。公務員であっても、特に市長など選挙により選ばれた方については市のためにどれだけ貢献しているのかを一つの基準とすることを今後検討してもよいのではないかと思います。

【会長】事務局から回答をお願いします。

【事務局】現在の検討においては他自治体との比較をさせていただいておりますが、これには均衡を図るという目的がございます。他市との均衡という側面の他に、一般職員から特別職までの公務全体の均衡を図るためにもこの方式を取っております。また仕事の成果を基に報酬を決定するという方式につきましては、現在、一般職の職員は人事評価を適正に実施し、翌年度の賞与に反映しております。同じ金額を拠出し、成績によって分け合う制度としております。

また、本日御審議いただいている特別職の成果については、評価を報酬等に反映させることはしていませんが、その評価については、市が取り組んでいる施策や事業について議会の中で審議されております。公約を実現するために、計画を立て、予算を措置し、事業を執行する、ということについては、議会において説明責任がございますので、その説明責任を果たし、決算の認定を得ているという意味では市民の方から評価を得て行政運営を行っているものと考えております。

【委員】今説明をいただいて理解できました。企業が利益を得て支払う給料と、税金から給料を支払うということについては性格が異なります。一般の市民の方が納得できる方法であるということであれば、それをもっと分かりやすく説明する機会があってもいいのではないかと思います。

【会長】ほかの方からも意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

【委員】先ほど事務局から説明がありましたが、成果は選挙で決まると思います。選挙では政策やそれまでの仕事により判断されますが、それを報酬に反映するのは難しく、そういった意味でこのような審議会を開いていただいていると考えております。市の規模や財政状況、また他市と乖離があると弊害があるかもしれないといったところを総合的に判断すると、現状の審議の仕方で決めていくので良いかと思っております。

【委員】特別職の給料は10年ほど変わっていません。その中で世間一般では基本給のベースアップなどが実施されていますが、財政事情などを勘案すると、提示された金額が妥当ではないかと思います。

【会長】ほかにも御意見ございますか。

【委員】物価高が進んでいるが、報酬についてはこのような形でよいのではないのでしょうか。

【会長】他にはいかがでしょうか。

【委員】このような審議会に初めて出席させていただいたので、報酬についての判断は難しいと感じています。

【委員】特別職の報酬はその職務の特殊性や、職務に対する対価であると考えております。八王子市が抱える様々な問題に積極的に御尽力いただく必要がありますので、この金額については少しベースアップしてもよいのではとも思っております。しかし、市の財政状況やこれまでの報酬額の推移等を踏まえて慎重に検討する必要があるのではないのでしょうか。

【会長】皆様の御意見をまとめますと、もう少し議論をする時間が必要であり、議論を深

めることが重要であるだろうということだと思います。今の段階で報酬を上げる、下げるという判断を出すのではなく、今後議論を深めていくという前提で、今回報酬は据え置き、来年度何回か会議を行い、そのうえで増減を決めさせていただくこととします。現在は皆様の御意見に相違もあるようですし、現状で答えを出すにはいささか問題があると理解いたしましたが、いかがでしょうか。

【委員】異議なし

【委員】今後はベースアップをしなければいけない状況であると思いますが、今年度も据置きが良いと思います。

【会長】次回以降に議論を深めていただくことを前提としたいと思いますが、議員報酬及び市長等の給料については改定の必要なしを審議会の意見としてよろしいでしょうか。

【委員】異議なし

【会長】それでは、事務局は、審議会の議論を踏まえ、答申書を作成してください。

【事務局】答申書の作成にあたりまして、審議会の意見について確認いたしますと、特別職の報酬等の額は、今年度につきましては現行の額を据え置くこととさせていただきます。ただし、来年度は、改定に向けて、審議会の開催回数を増やすなどして、議論の場を設けます。また今回御意見をいただきましたように国や東京都、近隣自治体の状況だけではなく、公務全体のバランスなどを踏まえながら審議をさせていただくといった内容で答申書を作成いたします。

【会長】事務局が答申書を作成している間に、報告事項に進みたいと思います。特別職の期末手当の支給率について事務局から説明をお願いします。

【事務局】資料3-1については、中核市の市長等の特別職及び議員の期末手当の支給率等を一覧にまとめたものでございます。左側から、算定基礎として支給額を計算する際の基礎となる給料月額、地域手当、役職加算の3つの要素を、次に計算方法を示しております。算定基礎の各要素の欄については、期末手当の支給額を計算する際に盛り込んでいるものには○を付しています。計算方法の右側には、市長、次に副市長、教育長、議会の議員の順にそれぞれの給与月額、年間支給月数、役職加算の割合、年間支給額と年間支給額の中核市内での順位を表示しています。

資料3-2については、26市の市長等の特別職及び議員の期末手当の支給率を一覧にまとめたものでございます。左側から市長、次に副市長、教育長、議会の議員の順に、給料月額、年間の支給月数、役職加算率、年間支給額、26市内での順位を表示したものです。

八王子市の市長等特別職及び議員の期末手当の年間の支給月数については、全て4.65月分となっております。特別職の期末手当については、これまで本市では職員の期末・勤勉手当と合わせて改定を行ってまいりました。

先ほど御説明いたしました人事委員会勧告等の概要によりますと、職員の特別給について年間支給月数を4.65月から4.85月へと0.2月分引き上げ、期末手当と勤勉手当に配分するとしておりますが、特別職については期末手当しかないため、年間の引上げ分をその期末手当により実施するものです。

中核市及び 26 市の状況を資料 3-1、資料 3-2 とありますが、八王子市の規模等を考えますと、資料 3-1 にある中核市における状況において、比較・検討し、御意見いただければと思います。また、単に支給月数だけでなく、盛り込まれている要素や年間支給額も併せて、比較していただければと思います。具体的に申しますと、資料 3-1 の NO.32 に豊田市がありますので、市長の欄を御覧いただければと思います。年間支給月数は 3.4 月となっており、本市より低い支給月数となっておりますが、算定要素として給与月額、地域手当、役職加算、管理職加算が盛り込まれているため、年間支給額は本市よりも高く、630 万 2,980 円となっております。本市は地域手当を盛り込んでおりませんので、このような状況となっております。

それらの状況も踏まえながら、御意見いただければと思います。

なお、事務局において、他市の改定状況を確認したところ、本市を除く 25 市中 17 市が「一般職と同様に改定」するとの状況でございました。

本件については、審議会における審議事項ではございませんが、審議会としての御意見をいただきたく報告するものでございます。

【会長】本審議会の審議事項ではありませんが、皆さんから意見があればお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

【委員】先ほど秋間委員からもありましたが、報酬月額を上げたいが上げられないといった状況において、手当等で加算して報酬に反映させることによって、成果に報いることができるのではないのでしょうか。

【会長】ほかに御意見はありますか。

【委員】このとおりで良いと思います。

【委員】期末手当が上げられると良いと思います。

【会長】特別職の期末手当について、職員の期末・勤勉手当と合わせて改定することで、本日委員の皆様から頂いた御意見を総合的に反映することができると思います。

【会長】概ね意見はお伺いできたかなと思います。皆さんからの意見は議事録に記載するよう事務局をお願いします。

それでは、答申案が整ったようなので確認したいと思います。事務局は答申案を読み上げてください。

【事務局】〔答申案配付・読み上げ〕

【会長】答申案について御意見はございますか。

【委員】最後の「公務全体のバランス」が分かりづらいのですが、ほかの表現はありませんか。今回の審議会での意見がもう少し反映されてもいいのではないかと思います。

【会長】本日御意見をいただいた内容をこの表現としたと思いますが、文章の訂正につきましては事務局と私にお任せいただけますでしょうか。最初にいただいた御意見を反映できるように事務局と調整させていただきますので、御了解をいただければと思います。

【委員】よろしくお願いいたします。

【会長】原則としてこちらの内容で御了解をいただけたということでよろしいでしょうか。

【委員】異議なし

【会長】 それでは答申については、修正後、事務局で体裁を整えてください。それでは、本日の審議については以上で終了となります。進行を事務局にお返しします。

【事務局】 活発な御意見をいただきましてありがとうございました。本日の議事録については、ホームページで公表することになりますが、公表前に委員の皆様へ内容を確認させていただきますので御協力をお願いいたします。最後に、総務部長より御挨拶申し上げます。

【総務部長】 本審議会において、特別職の報酬等について答申を賜り、誠にありがとうございました。皆様の委員任期は、来年2月4日をもちまして満了となりますので、今回の審議会が任期中における最後の審議会となります。皆様から賜りました本審議会への御尽力、御協力に対しまして心から御礼申しあげますとともに、引き続き、本市行政への御協力を賜りますよう宜しくお願い申しあげます。

【事務局】 以上で令和6年度八王子市特別職報酬等審議会を終了いたします。ありがとうございました。

閉 会